

令和3年8月4日  
文部科学省  
総合教育政策局教育人材政策課

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案」について、令和3年6月18日から令和3年7月17日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計47件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要	文部科学省の考え方
○ICT 科目は手段に特化した内容ばかりでなく、ICT 技能を用いた取組を児童生徒に教授できる内容にすべき。	新設された「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、新設する教職課程コアカリキュラムにおいて「児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法に関する基礎的な知識・技能を身に付ける」ことを目標にしております。
○幼稚園教諭にも ICT 活用及び指導力が求められるため「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」を学ぶ対象にすべき。	幼稚園教育要領（平成 29 年 3 月）においては、幼児期が直接の体験が重要であり、コンピュータなどの情報機器の活用はその体験を補完するものとして位置付けられることとされています。従来から ICT 活用指導力を養成する内容は、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」や「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の中で行われてきたところですが、今回新設される「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」は、情報通信技術を活用した個別最適化された学習や遠隔教育等を想定しており、現時点で幼稚園での導入は想定しておりません。
○養護教諭、栄養教諭にも ICT 活用及び指導力が求められるため「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」を学ぶ対象にすべき。	従来から ICT 活用指導力を養成する内容は、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」や「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の中で行われてきたところですが、今回新設される「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」は、情報通信技術を活用した個別最適化された学習や遠隔教育等を想定しており、養護教諭及び栄養教諭は主として、授業を担当する教諭ではないため導入は想定しておりません。一方、貴見の通り、各教諭の情報通信

	<p>技術の活用も重要であることから、今後中央教育審議会等のご議論を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭の ICT 活用指導力の充実について検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>○特別支援学校教諭にも ICT 活用及び指導力が求められるため「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」を学ぶ対象にすべき。</p>	<p>特別支援学校教諭免許状は小学校、中学校及び高等学校の教諭の免許状を基礎免許状として追加的に取得するものであるため、「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」を加えて修得することを要しないこととしております。</p>
<p>○教職課程において ICT 科目を新設するのではなく、例えば外部人材を活用するといった対応をすべき。</p>	<p>情報通信技術を活用した教育における様々な理論及び方法を修得することが教員にも必要となるため、教職課程において「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」を新設することが必要と考えます。</p>
<p>○在籍期間や卒業・退学の別に関わらず、令和4年3月31日までに修得した「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の科目として読み替えられる経過措置を設けてほしい。</p>	<p>令和4年3月31日において、認定課程を有する大学に在学している者が当該大学を卒業するまでに改正前の認定課程における科目の単位を修得しようする場合又は令和4年3月31日までに当該内容を修得した場合については、改正後の認定課程における科目の単位を修得したものとみなす経過措置を設けております。そのため、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目は「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の科目として読み替えることが可能です。</p>
<p>○「情報機器の操作 2 単位又は数理・データサイエンス・AI2 単位とする」ことについては、各学校におけるプログラミング教育の必修化等を考慮し、「プログラミング及び数理・データサイエンス・AI2 単位とする」にすべき。</p>	<p>「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」については、大学や高等専門学校において、令和3年度から順次大学等で認定されている「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の科目を対象として開設されているものであり開設されている大学に在学す</p>

	る学生に修得することを求めています。
○教員養成フラッグシップ大学の特例制度の成果を教職課程コアカリキュラム改訂に反映させるべき。	今後教員養成フラッグシップ大学における成果を踏まえ、検討したいと考えております。
○その他教員及び情報機器に関する御意見	今回の改正と直接の関係はございませんが、今後の参考とさせていただきます。